

ストップ！ 不法投棄

この写真は、実際に町内で不法投棄されていたごみです。

年間の芳賀町での不法投棄ごみの量は、令和元年度は約5.6tにもなります。これは、約15kgのごみが毎日捨てられている計算になり、不法投棄による環境の悪化・公衆衛生の阻害は、芳賀町においても大きな問題となっています。

図環境対策課環境対策係 ☎028(677)6041



不法投棄とは

道路や山、他の人の土地へごみを捨てるなど、法令に違反した処分方法で廃棄物を捨てることです。

不法投棄されたごみは新たなごみを呼び、不法投棄された場所はきれいにごみを撤去しても、よくごみが捨てられている場所として認識されてしまいます。



不法投棄されないよう対策を

山林、空き地など人目に付きにくい土地では、不法投棄が多く見られます。町では、このような私有地に不法投棄されたごみを回収することができません。

不法投棄を未然に防ぐには、外部から簡単にごみを持ち込まれないように、柵やフェンスを設置したり、定期的に除草を行ったりと、ごみを捨てられにくい環境づくりに自ら取り組む自己防衛が必要です。

町廃棄物監視員が巡回し 環境美化活動に取り組んでいます

一般廃棄物の不法投棄や散乱を防止し、町民の健康と快適な生活環境や自然環境を保全するため、12人の町廃棄物監視員が活躍しています。

【活動内容】

廃棄物の不法投棄等を防止するための監視、清掃および環境保全に必要な監視および指導など



法律で罰せられます

不法投棄をした人は、次のとおり罰せられます。

不法投棄をした人

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科

法人の業務に関して不法投棄をした人

法人に対して3億円以下の罰金

不法投棄を目的に廃棄物を収集または運搬した人

3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科



不法投棄を発見したら110番

不法投棄が行われている、または不法投棄をしようとしているところを見つけたら、警察に通報してください。



一人一人の環境美化意識が不法投棄を防ぎます。皆さんのご協力をお願いします。



▲不法投棄防止に向けたPR活動の様子

はがタウン インフォメーション



4月の納税
図税務課納税係 ☎028(677)6035
◎町県民税 随期
◎国民健康保険税 随期
◎介護保険料 随期
◎後期高齢者医療保険料 随期
納期限:4月30日(金)

人のうごき
令和3年2月末日現在
(住民基本台帳登録者数)
人口……………15,617人(+29人)
男……………7,885人(+17人)
女……………7,732人(+12人)
世帯数……………5,699戸(+14戸)
◎転入……………58人 ◎転出……………33人
◎出生……………13人 ◎死亡……………9人

施設休館

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【町B&G海洋センター】

施設メンテナンスのため、当面の間休館します。

図武道館 ☎028(677)5155

町B&G海洋センター

☎028(677)0030

【生涯学習センター水橋分館】

耐震診断の結果、耐震基準を十分に満たしていないことが判明したため、当面の間休館します。

指定避難所は、旧水沼小学校となります。

図町民会館 ☎028(677)0009

お知らせ

定住促進補助金

40歳未満の若者世帯による住宅の購入や賃貸住宅の家賃に対して補助金を交付します。

対象／①新たに住宅を新築または中古住宅を購入した人②市街化区域内の賃貸住宅に居住している人
補助要件／①町外から転入した人、分家して新しい世帯を持つ人②町外から転入した人※その他要件あり

補助金額／①住宅取得補助:50万円(条件により加算金あり)②住宅家賃補助:月1万円(最大36カ月)
※住宅取得補助は住宅引き渡し後6カ月以内、住宅家賃補助は住所設定後3カ月以内に申請が必要

図都市計画課市街地整備係

☎028(677)6052

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を募集します。

募集戸数／1戸(2LDK)

所在地／芳賀町大字祖母井48-3

入居開始日／5月上旬(予定)

賃料／18,000円～35,300円(所得に応じて決定)

募集期間／4月5日(月)～16日(金)
※土日祝日を除く

※詳細は町ホームページまたは都市計画課までお問い合わせください。

図都市計画課都市計画係

☎028(677)6020

耐震対策への補助

建物の耐震性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修、建替えをする人に費用の一部を助成します。

対象建物／昭和56年5月31日以前に建築された2階以下で、在来軸組工法の賃貸を目的としない木造住宅
補助額／①耐震診断を行う場合:指定機関が行う耐震診断費用の2/3(限度額64,000円)

※①の診断結果により、次の②～④の補助を活用できる場合あり。
②耐震改修(補強計画策定も同時に行う場合):耐震改修等費用の4/5(限度額1,000,000円)
③耐震改修(補強計画策定済みの場合):耐震改修等費用の1/2(限度額800,000円)
④耐震建替え場合:建替費用の1/2(限度額1,000,000円)
※栃木県産材を10㎡以上使用で100,000円加算)
※予算がなくなり次第終了

図都市計画課都市計画係

☎028(677)6020

都市計画の案の縦覧

都市計画を変更するにあたり、都市計画の案を縦覧します。案についてご意見のある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

縦覧する都市計画の案／宇都宮都市計画道路の変更(県決定)3・4・502号祖母井中央通り

対象とする土地の区域／芳賀町祖母井の一部

案の縦覧期間・意見書提出期間／4月13日(火)～27日(火)※土日を除く

提出方法／意見書に住所、氏名、生年月日、職業、意見の趣旨およびその理由を明記し、提出先に持参または郵送、栃木県電子申請システムにより提出してください。

案の縦覧場所、意見書の提出先／都市計画課都市計画係、栃木県県土整備部都市計画課計画担当、真岡土木事務所企画調査課

図栃木県県土整備部都市計画課計画担当
☎028(623)2468

令和3年度「協会けんぽ」 保険料率の変更

中小企業等で働く人やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ」栃木支部の健康保険料率は、9.88%から9.87%に引き下げとなります。また、介護保険料率は1.79%から1.80%に引き上げになります。変更時期は4月納付分からです。詳細は<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>でご確認ください。

図協会けんぽ栃木支部

☎028(616)1692